

第19回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成24年6月27日(水) 午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

石井佐和(新任), 石津隆生(再任), 江種則貴(新任), 木村光寿(新任),
佐藤元宣, 城 雅治, 杉本正樹, 関根澄子(再任), 原田武彦, 藤井紀子(再任),
好永順二(五十音順, 敬称略)

[説明者]

奈原新二事務局長, 小鹿野智首席家庭裁判所調査官, 明比清豪家事首席書記官,
原田浩一少年首席書記官, 佐藤文俊次席家庭裁判所調査官, 渡邊久治次席家庭裁
判所調査官, 築山高幸総括主任家庭裁判所調査官, 浅野良児主任書記官

[事務担当者]

今田勝己総務課長, 齊藤弘憲総務課課長補佐, 池田孝志総務課庶務係長

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員会の傍聴についての報告

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から2人の委員が傍
聴する旨報告

3 議事

「民法等の一部改正と新しい親権制限の制度」について

説明者は, 民法等の一部改正について, 改正されたポイントを説明し, 新しい親権
制限の制度について, 広島家庭裁判所では, 現時点までに新しい制度に基づく親権制
限の申立てがなかったことから, 各委員に具体的な制度のイメージを持ってもらうた

め、類似する制度として、児童福祉法 28 条に基づく福祉施設収容承認事件を題材に説明した。

[委員]

未成年後見人を選任する際に、自然人を選任するケースと、法人を選任するケースがあるかと思うが、裁判所としては、どのようなケースで法人を選任するのが適切と考えるのか。

[説明者]

現時点まで、広島家庭裁判所には、未成年後見人として法人を選任した事件がないため、明確な基準等はない。

例えば、法人が選任されるケースとしては、今まで児童擁護施設に入っていたが、18 歳になって同施設から独立し、自立している場合、同少年のことを十分に理解している同施設（法人）が未成年後見人となることなどが想定される。

[委員]

未成年後見人が、未成年者の有する財産（保険金等の遺産）を横領するケースを想定すると、その防止策として、財産管理と身上監護を別々の未成年後見人に選任することが考えられる。財産管理と身上監護は密接に関連しているので、法人を活用し、財産管理と身上監護の連携を図りながら、未成年の後見ができるような方策について、御意見等を伺いたい。

[委員]

複数の未成年後見人というのは、個人と法人、個人と個人又は法人と法人のいずれの組合せもあり得るのか。

[説明者]

いずれの組合せもあり得る。

[委員]

未成年者に財産があるような場合には、未成年後見人を監督する法人のような組織があるとよいのではないかとと思われる。

未成年後見人として、養護施設であれば手厚い保護が受けられると思われるが、未成年者からすれば、今まで何も関わりのない施設であることから、まずは、未成年者が信頼を寄せている人を関わらせた上で、それを養護施設のような法人が組織としてフォローしていくというのがよいと思われる。

[委員長]

未成年後見人として法人を選任できるということは、組織的な取組として、例えば、未成年者と担当者の相性が悪い場合には、担当者を変えることもでき、また、担当者それぞれの得意分野を生かした未成年の身上監護も可能になるとと思われる。

[委員]

親権が停止されると子と会えなくなるのか。「親権停止」について、もう少し具体的に分かりやすく説明してもらいたい。

[委員]

親権停止制度は、完全に親子関係を断ち切るものではなく、最終的には親子の関係を良好なものにしていくことを目的としている。親権が停止されている場合には、親だからといって、当然に子に会わせることができる訳ではないが、少しずつ面会をしながら親子関係を構築していくことが必要な場合もあるので、養護施設等を含めた未成年後見人の判断で面会交流をしていくケースもあると思われる。親権が停止されている場合においても、家庭裁判所に対して面会交流調停等を申し立てることで、面会を禁止した方がよいのか、少しでも面会した方がよいのか、あるいは当面手紙だけのやり取りとするのか等の調整をする余地はあると思われる。

[委員]

以前、里親に関する会議において、乳児院の先生から聞いた話ではあるが、乳児院に預けられている子どもが、赤ちゃんの時に家庭の味を知り、家庭の中で大事に育てられたという経験を持つことが、その後成長していくときに良い影響を与えるという話を聞いた。

自分自身、里親になろうと家族で話をした際に、子どもにとってどちらが良いかと

いう話になった。里親を始めとした一般に温かい家庭と呼ばれる環境の中で子どもが育っていくのが常識的には良いということにはなっている。しかし、虐待を受けても親をかばうケースがあるように、親が一番大切に大好きと思っている子どもを親から引き離して、大人が最善と思われる方向に持って行くことが、本当に子どもにとって利益になるのだろうかという議論になったが、結局のところ、結論は出なかった。

[委員]

親権停止期間は、2年以内となっているが、期間を定めるに当たって、具体的な判断基準はあるか。また、親権停止期間満了後には、親子の再統合や、里親といった別の親子関係の構築等が考えられ、それなりの準備期間が必要になるが、2年以内に準備できる態勢が構築されているのか、それとも、これから検討していくものか。

[説明者]

児童福祉法28条に基づく措置期間は2年を超えることができず、必要な場合は家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することになっている。親権停止の期間が2年以内とされたのは、これを目安に考えられたものと聞いている。どのくらいの期間が相当であるかについては、子どもの年齢や各種事情を踏まえながら、裁判官が個別に判断していくことになると思われる。

なお、児童相談所が親権停止の申立てを行う際は、同相談所が策定した「再統合プログラム」というものがあり、面会の開始時期等を定め、おおむね2年で親子の再統合を図る計画が提示されることになると思われる。

[委員長]

立法の背景には、2年以上の期間が空くと、元の親子関係に戻るのが困難になるので、実施すべきプログラムを定めて、2年以内に元の親子関係に戻すこととし、2年以上の期間を要するようなケースは、親権喪失の申立てが相当であるとの考えがあるのではないかと思われる。

[委員]

これまで親権喪失制度は、処分として重いため、申立てされにくいものであったが、

親権停止制度は、親権停止期間が2年以内ということもあり、親権喪失制度と比較して、濫用的に認められる可能性があり、それによる弊害も出てくると思われる。濫用的に認められないようにするために、何か歯止めを掛けるようなものはあるのか。

[委員]

子の福祉のためにどうあるべきなのかという評価の問題ではないかと考える。子の身体に危険があるとか、精神的に傷付いているので親から離れた方がよいという状況なのか等、関係者の話を聴くなどの調査を行った上で、将来の親子の再統合を含め、現在の子にとって、どうあるべきかを考慮して判断していくものとする。

[委員]

濫用的なケースとして、例えば、子が親に反抗するために親権停止を申し立てるケースが考えられる。また、離婚して親権がなくなった方の親が、本来であれば、親権者変更等の手続で行うべきところ、一部不適切な親権の行使があるとの理由で、親権の喪失あるいは親権の停止を申し立てることは、理屈の上ではあり得ることであると思われる。

ただし、条文上の申立権者は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官となっていることから、現実問題としては、濫用的なケースは考えにくく、むしろ、制約的、抑止的な判断がされるのが問題であって、慎重になり過ぎることによって、取り返しの付かない事態が発生することだけは避けた方がよいと考える。

[委員]

以前、病院に勤務していた時に、先天性の異常で、産まれて間もなく手術をしなければならぬ子がいたが、親が手術をすることに反対したため、病院の倫理委員会の稟議に諮るといったケースがあった。このような場合は、迅速に手続がされる必要があるが、親権停止の手続には、どのくらいの期間を要するのか。

また、親権を停止して手術を行い、命が助かったとしても、親権停止の期間が満了し、元の親権者に親権が復権することで、当該手術に関して、元の未成年後見人と親権者との間で問題が生じる可能性がある。

[説明者]

生命に関わるような緊急性が高い事案の場合には、親権停止の申立てと同時に保全処分の申立てをすることが一つの方法として考えられる。

[委員]

手続は、数日あるいは1週間程度でできるのか。

[委員]

必要とされる期限がわかっているならば、その期限を前提として手続を進めていくことになる。

[委員]

過去に、12月28日に親権喪失の申立てを行い、翌年1月4日には決定が出たという事例を聞いたことがある。

[委員]

親権停止期間満了後に親権が復権するには、親権停止前と状況が変わっていることが条件と思われる。親権停止期間が2年以内というのは、状況の変化を求めることからすると、期間が短く、問題があるように思われる。

[委員]

児童福祉法28条に基づく親権喪失事件においては、2年の期間を更新することができるが、親権停止の場合は、2年以内の期間が経過すると、親権を行使させることが不適切であるとの要件が満たされない限り、親権を停止することができない。逆に言えば、2年以内の期間が経過した時点で親権を行使させることが不適切であるならば、新たに審判で親権を停止するかどうかの判断を行うことになる。更に、2年以内の期間が経過した時点で著しく親権を行使するのが不適切であり、改善の見込みがないということであれば、親権喪失の申立てをするという流れになると思われる。

[委員]

子については、施設に入ることによって心のケアを行うことができるが、親については、どのようにしてケアをしていくのかが非常に大きな問題であると思われる。家庭裁判

所がどのように関与できるかどうかは別として、2年以内という期間が終わった時のことを考えて、その期間内に親に対して何らかの働き掛けをする必要があると思われる。

[委員]

児童相談所における親子の「再統合プログラム」には、親への働き掛けはあるのか。

[説明者]

裁判所が直接的に親に働き掛けることはできないが、児童相談所を通じて働き掛けることはできる。

[委員]

児童相談所における「再統合プログラム」以外にも、社会全体として働き掛けができるような仕組みがあるとよいと思われる。

[委員]

現在は、DV（ドメスティックバイオレンス）であれば、NPO法人等が主催するワークショップのようなものが行われており、DVの加害者である男性が集まって色々話をして原因を見つけていくというプログラムがあるが、児童虐待をした親を対象としたものはあまり聞いたことがない。法律を作るだけでなく、制度を運営していくための社会的な受け皿（環境）を作っていくことが重要ではないかと考える。

[委員]

児童福祉法28条審判事件において、児童相談所が申立てを行い、裁判所により親子を引き離すという決定がなされた場合、かわいい子を奪ったとして、児童相談所と裁判所が親と対立する構図となり、親からすると、子を奪った当人のもとでのカウンセリングは受け入れられないということも考えられる。中立的な人でないと、親に対する働き掛けは難しいと思われる。

また、統計数値を見ると、児童福祉法28条審判事件の申立ては、そのほとんどが認容されていると思われる。そうすると、子の福祉は誰が判断するのかという点については、申立てを行えば、ほぼ認容されるという点からして、児童相談所長が、子の

福祉の第一次的な判断者になると考えられる。

審判手続において、親の言い分と子の言い分が対立することは多々あると思うが、親が虐待を認めていなくても、児童虐待の疑いがあるという程度の心証があれば、認めて引き離そうということになるのか。

[委員]

家庭裁判所の審判では、児童虐待の疑いがあればという基準で判断しているのではない。親による子の監護が著しく不適切であるかどうかという点について、客観的な裏付けは非常に重視している。しかし、事件の中には、事実関係そのものがはっきりせず、客観的な資料がなく、具体的な供述も得られないものもあり、それらをどのように判断していくのかということに困難を感じている。

[委員長]

これまでの議論の中で、問題意識として浮かび上がってきたのは、親権の停止が濫用に当たる場合があるのではないかと、また、親権を停止した後、再統合に向けて、親に対する働き掛けが必要になると思われるが、それを強力に推し進めていく機関として、誰が責任を持って、どのように行っていくのかという点であると思われる。これらについては、法律に書かれていない部分であることから、実務の中でどれだけ重視して生かしていくかという視点を持つことを裁判所として考えていかなければならないと思われる。

[委員]

今は、何か起こった後にどう対処するかという姿勢であるが、児童虐待の予防策として考えられることはないか。

[委員長]

裁判所としての公式の見解ではないが、審問の過程で指導的な要素を加えることも方法としては考え得るのではないかと思う。

[委員]

民法が改正されてから、広島家庭裁判所には、親権停止の申立てがないとのことで

あるが、このようなことはあり得るのか。

[委員長]

実際には、法律が施行されて1年以上経過しないと、動き出さないことが多い。

[委員]

児童虐待後における親子の再統合について、ケーススタディのような事例集があるのか、それとも個々のケースで判断していくしかないのか。

[説明者]

広島家庭裁判所では、一般的な事例集等の検討はされていない。

[委員]

里親を積極的に活用することをもう少し考えた方がよいと思われる。児童虐待に至ったケースであれば、新しい親子関係を構築するという発想があってもよいのではないかとと思われる。

[委員]

里親の数は、少しずつ増えているが、親が里親に出すことを反対するとできなくなるので、里親の成功率はかなり低いようである。

[委員]

週末や夏休み等の期間限定で子を預かる「ホリデー里親」という制度があることを聞いたことがある。

[委員]

弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士からは、児童福祉法28条審判事件が活用され、ある程度、順調に運用されていることから、新たに創設された親権停止制度を利用するよりも、児童福祉法28条審判事件を引き続き活用していくことになるのではないかと聞いている。

[委員]

平成14年から平成22年までの間、児童虐待の件数が増えている中で、制度を変えることによって、どのような効果を期待しているのか。

[説明者]

離婚時には、両親は目の前の紛争に精一杯になっているので、家庭裁判所が当事者も含めて子の意思を把握し、子の福祉に沿った対応をするとともに、面会交流においても、両親が子と会って、円滑な関係を保つことで、結果的に児童虐待を少しでも防止することができるのではないかと考える。

[委員]

調停の現場においても、親に対して子の幸せという視点から考えるように促すと、時間が掛かるが、自分たちの関係や子との関係を考え直さないといけないと思ってもらえるようになっている。

[委員]

児童福祉法 28 条審判事件では、施設収容しかできないので、親権停止制度が創設されたことで、児童虐待への対応策として、施設への収容以外の選択肢が増えたということができる。

4 次回の予定等

(1) テーマ

「家事事件手続法の運用に関する広島家庭裁判所の取組等について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成 24 年 12 月 10 日 (月) 午後 3 時

以 上